

## 総会

配布：一般

2015年10月13日

原文：英語

## 人権理事会

### 第30会期

#### 議事日程議題1

### 議長による声明

## **PRST30/2. 世界的流行病に対する公衆衛生における能力構築を高めることにより到達し得る最高水準の身体的および精神的健康の享受に対する全ての人の権利を促進すること**

2015年10月2日に開催された、第42回会合において、人権理事会議長は、以下の声明を發した。

人権理事会は、

1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約において認識されたように、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康の享受に対する全ての人の権利は、人権であることを認め、そして世界的な公衆衛生における能力構築を高める強化された国際的協力を通したものを含んで、この権利の尊重および促進、保護並びに実現を求める。

2. 2014年の西アフリカにおける、現在進行中のエボラ出血熱の流行、およびその前例のない性質と規模、並びにその深刻な人道的、経済的および社会的結果に理事会の深い懸念を表明する。

3. 非感染性疾患を含む、HIV/AIDS、結核およびマラリアのような、その他の世界的流行病により引き起こされた生命の損失と広い社会的なまた経済的な影響を憂慮する。

4. 特に後発開発途上国と小島嶼開発途上国を含む、途上国における、貧困で生活している者により生み出される重い疾病の負担に懸念をもって留意する。

5. 平等に基づく全ての者に対するあらゆる人権と基本的自由の普遍的な尊重および促進、保護並びに実現を確保し、世界的流行病に対する脆弱性を減らしそして関連する差別と恥辱を防止するため強化された取組の必要性を強調する。

6. 平等に基づく到達し得る最高水準の身体的および精神的健康の享受に対する全ての人の権利に関するまたその促進、保護並びに実現に対するあらゆる種類の差別を取り除くための、そしてこれに関連して全ての人々のための、特に脆弱な状況にある者のための、情報と教育に対するアクセスを高めるための、措置をより強固にするため、平等な保健医療サービス、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、社会的なインフラおよびサービスに対する普遍的なアクセスを確保することを目的とした、強靱性を強化しそして統合された国内保健制度を促進する必要性を認識する。

7. 全ての者にとっての、途絶させられない、入手可能なそして利用可能な平等な保健医療サービスを促進しそして大規模な世界的流行病を予防するようなやり方で、平等な保健医療サービスとユニバーサル・ヘルス・カバレッジに対する普遍的なアクセスに向けた移行を加速することを目的として、国内の取組や国際的な協力を通したものを含んで、強靱なまた持続可能な保健制度の策定を求める。

8. 平等、連帯、社会正義、サービスへの普遍的アクセス、多部門にわたる行動、透明性、説明責任および共同体の参加並びにエンパワーメントを含む、主要な保健医療の価値と原則を認識する。

9. 「世界的な公衆衛生に関する国際的に合意された目標および公約を実施すること」というテーマに関する経済社会理事会の 2009 年ハイレベル・セグメントの期間中に同理事会に

より採択された閣僚宣言を想起し、そしてこれに関連して、保健の分野におけるまた、」なかならずく、情報交換および経験の共有並びに監視、予防、規制、対応および看護と治療について焦点を絞った研究と訓練計画を通した、特に開発途上国における公衆衛生における能力構築を強化する目的で、世界保健機関の国際保健規則（2005）の文脈における、とりわけ相互尊重と平等の原則に基づく、保健研究および開発並びに抗菌剤耐性に関する協力の必要性を含む、感染症の予防と規制における時宜を得た国際協力の重要性を強調する。

10. 世界的流行病に対応することにおける市民社会の極めて重要なそして補完的な役割を認識する。